

訓子府に移住する方、 着実に増えています

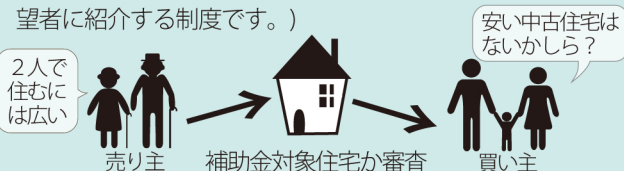
お住まい支援

■定住対策 補助金 最高額 **300万円**

【問合せ】住宅施設課住環境係 電話 0157-47-2117

■空き家活用定住対策補助金とは？

移住・定住を目的に空き家バンクを活用して成立した売買、賃貸などに対し、空き家購入・改修および賃貸物件の入居者が行うリフォームに要する費用として最大 300 万円を助成する補助制度です。(※空き家バンク制度とは、空き家の売却または賃貸を希望する所有者などから情報提供を受け、空き家バンクに登録した物件をホームページなどで利用希望者に紹介する制度です。)



高齢者支援

■切実な高齢者の足の確保も支援
町内ハイヤー **300円** 北見バス **300円**

【問合せ】政策推進課企画係 電話 0157-47-2115

■高齢者交通利用サービスとは？

75 歳以上の町民の方を対象に高齢者の足の確保として交通利用サービスを行っています。

(※サービスの利用は、事前の登録が必要です)

◇高齢者ハイヤー利用サービスとは？

訓子府ハイヤーを利用した際に、町内のどこまで乗っても 300 円で利用できます。

◇路線バス高齢者利用支援事業とは？

北見バスの一定区間を 300 円で利用できます。



※お住まい支援・就労支援の記載金額は、条件に一致した場合の一例ですので、詳しくは各担当課にお問い合わせください。

子育て支援

■訓子府町民は 0～18 歳までの医療費

通院・入院 おくすり代など **医療費無料** 初診時一部負担金あり

【問合せ】福祉保健課医療給付係 電話 0157-47-5555

■訓子府町民は 0～5 歳児までの保育料

認定こども園 7:30～18:30 **保育料無料**

【問合せ】子ども未来課管理係 電話 0157-47-2367

■乳児の託児 **無料券** を交付

※本町に住所有し、生後 3 か月から 3 歳までの健康な乳児対象

【問合せ】子ども未来課子ども支援係 電話 0157-47-2367

就労支援

■農業経営スタートアップ助成事業

入植 祝金 **100万円** まで 運転資金 **120万円** 以内

(就労開始と 2 年目に 50 万円ずつ) (就労開始と 2 年目に 60 万円ずつ)

【問合せ】農林商工課農政係 電話 0157-47-2116

本町に住所有し、新たに農業を営もうとする方や親族ではない農業を営む方から継承する方が、経営を始めた際に支援します。

■店舗出店等支援事業補助制度

店舗購入や工事経費の 2/3 を補助 **最大 300万円**

【問合せ】

経済振興室振興係 電話 0157-33-5008

本町に住所有し、店舗の新築や空き店舗の活用により、新たに営業を開始する事業者および第二創業を行う事業者に対して支援します。

■店舗改修事業補助制度

店舗改修などに要する費用 1/2 で **最大 50万円**

【問合せ】

経済振興室振興係 電話 0157-33-5008

本町に住所有し、現店舗において営業を継続することが確実な方に対し、店舗改修などの経費の一部を補助します。